

利息制限法及び出資法の金利引き下げ等に関する意見書

平成16年の自己破産申立件数は21万人を超えており、潜在的な破産予備軍と言われる人に至っては200万人存在するとも言われている。

また、警察庁の統計によれば平成16年中に約8,000人の人々が経済的な理由で自殺しており、平成2年と比較すると実に約6倍となっている。

これらの破産、自殺の直接の原因となっていると思われる多重債務問題の原因の一つに貸金業者の高金利による過剰融資が挙げられるが、普通預金金利が年0.001%、公定歩合が年0.1%という超低金利状況の中、利息制限法の最高金利である年20%や、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものである。

さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利を適用することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）による被害も全国的に多発しており、また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もなくなっている。

よって、国におかれては、市民生活における不安を解消し、その安定を図るため、次の事項を早急に変更されるよう強く要望する。

- 1 利息制限法の制限金利を市場金利に見合った利率まで引き下げること。
- 2 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 3 貸金業の規制等に関する法律第43条のみなし弁済規定を廃止すること。
- 4 出資法に定める日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（金融・経済財政政策担当）

あて

横浜市議会議長

伊波洋之助